

過労死等防止対策推進法の懸念と、過労死防止基本法への期待

ノース・スコット（大阪大学人間科学研究所）

ただいまご紹介にあずかりました、ノースと申します。資料はありませんが、今からの話の題名としては、「過労死等防止対策推進法の懸念と、過労死防止基本法への期待」ということです。

私は過労死を初めて知ったのは 1992 年でした。その前の 80 年代のほとんどを日本で働き、この社会の働き方が気になっていました。大学院生になって、過労死や、大阪の過労死弁護団の活動を研究テーマにしました。当初、過労死運動はまだ小さく、労災認定などの個人的救済のレベルでのたたかいでした。労災申請をするだけでも「わがまま」と思われていた遺族には、とても信じられないほど困難な運動でした。しかし、今ではここに集まっている皆様の努力のおかげで、運動が展開し、全国に広まり、過労死や過労自殺の言葉を知らない日本人はほとんどいないでしょう。運動の拡大や、過労死の知識が一般化したことは、本当に歓迎すべきことです。社会を良くする。職場における労使関係をただすこととして誇るべきであります。国会を動かして、法律を制定するまでになったことは画期的ではありません。

しかしながら、反過労死の運動が展開しながら、不正な労働慣行が依然として強いのも事実です。特に正社員男性の働き方を見ると、19 世紀と同様の労働時間を強いられている労働者が特別な存在ではないほど多いです。この正社員の長時間労働の常識は自由度と自由時間が増加するという近代化論に矛盾します。

もう一つの矛盾があります。アメリカが作ったからといって、日本の独自の憲法に変えようという動きがあります。なのに、経団連が念願しているホワイトカラー・エグゼンプションは、アメリカの商工会議所から出されたそのまま。安倍政権が新たに導入を目指しています。ある年齢以上、ある肩書き以上の労働者が、時間外労働規制から外されます。アメリカにおいて、その結果は賃金窃盗、労働時間の延長、そして社会の不平等につながりました。日本の経営者クラスの中には、アメリカの新自由主義の真似をすることへの抵抗はまったくありません。しかし、紛らわしい高度プロフェッショナル労働時間制が実現されれば、過労死や、過労死の拡大に拍車をかけることは間違いありません。

アメリカのホワイトカラー・エグゼンプションの事例から経過があきらかです。高度プロフェッショナル制度の創設は、生産コストを抑えることが目的だと言われていますが、結局、労働者をさらに分断する。そして容易に拡大可能な制度です。厳しいノルマを果たさせられる、グループで働くことの多い日本では悪用されるとしか考えられません。事業所ごとの慣行によって決定される働く日本においては、エグゼンプションのような法律がワークライフコンフリクトをさらに悪化させます。

同じように私は、過労死等防止対策推進法についても懸念を持っています。過労死に関する法律の無い時代よりも、現状は確かにましではありますが、防止することと、防止対策を推進することとは、かなり違います。男女平等参画社会基本法と、男女共同参画社会基本法とが違うのと同じ現象です。小さな名称変更が大きな違いを生み出します。新しい法律の影で、過労死に関する調査研究が政府の責任になりました。政府が責任を持つこと

によって、事業主の責任が軽減されるべきではないと思います。しかし、過労死を防止する法律の名称を、防止対策推進法にして、目的をそらすと同時に、海外から労働時間を長くする悪い法律を導入しようとしている政府が、過労死の調査研究などの責任を取ることが信頼できるのか。厳しいことを言いますが。この間の塩崎厚生労働大臣自身の発言がその答えです。法律や調査研究の責任、責務があっても、経団連の朝食会のほうが優位であるようです。こうしたことが私の懸念のもとであります。

一般常識からも、今までの過労死・過労自殺の事例からも、長時間労働のストレスと、非人間的な扱いが、労働者の健康を損なうことが十分明らかになっています。19世紀のような長時間労働や、不払い残業を可能にしているのは、使用者の労働者に対する尊敬の欠如、健康配慮義務を怠っていることからです。アメリカが書いたからという理由で日本の法律、憲法を撤廃するのであれば、同じくアメリカが書いた労働基準法の労働者を軽蔑する36協定を廃止すべきです。その代わりに、労働基準法を正しく実行すればよいのです。働く時間は、1日は8時間以下を目指しましょう。ドイツやオランダなど、短時間働く国々の生活水準は決して低くはないです。自己犠牲するまで働かなくても経済は破綻しません。人間らしく、個人的な法的権利が守られているからこそ、ワークライフバランスがよく保たれ、将来的希望を持つことができるのです。

どのようにしたら労働者の健康を守る、過労死を防止することができるのかは、すでによくわかっています。2017年、法律が改正されるときに、遺族や国民が期待している本当の意味での過労死防止基本法が誕生することを、切に願うとともに、本学会の活動が、その早期実現につながることを、大いに期待しています。

これで私の発言を終わります。